

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑風会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

(役員の報酬等)

第3条 役員の報酬等については、その勤務実態に即して報酬を支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 役員が評議員会、理事会、監査会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び日当、旅費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、日当の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 理事長は常勤とし、報酬及び手当の額は次の通りとする。
 - (1) 報酬額 月 700,000円以内
 - (2) 賞与等諸手当については、法人就業規則に基づいて支給する。
- 5 施設の職員を兼務する役員には支給しない。

(出張旅費)

第4条 役員が法人業務のため出張する場合、別表2により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 6 施設の職員を兼務する役員で、施設から旅費等が支給される場合には支給しない。

(改正)

第5条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 この規程は、令和 2 年 12 月 1 日より施行する。
- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

名 称	報 酬	日 当
評議員報酬等	10,000円	0円
理事報酬等	10,000円	0円
監事報酬等	10,000円	0円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000円	0円
旅費(※市外在住の役員)		1km30円

※1日間で理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に出席の場合は
15,000円とする。

別表 2

旅 費	宿 泊 費	日 当	そ の 他
実 費	実 費	7,000円	実 費

R4.4.1～